# トピックス<sup>平成30年</sup> 平成31年 10章 ~ 3月

#### 平成30年

- 10/10 借入金償還特別賦課金納付通知書・広報「とよさわ川第122号」発行
  - 16 全国土地改良大会宮城大会(17日まで)
  - 19 理事会
  - 20~21 水土里ネットフェスタ(JAいわて花巻農業まつり)
  - 25 監事会、定期監査
- 11/1 農林水産省主催農業農村整備事業等に係 る説明会
  - 農林水産省主催改正土地改良法に関する 説明会
  - 13 国営事業岩手県協議会研修会(14日まで)
  - 14 農業農村整備の集い
  - 15 外台地区基盤整備事業実施委員会
  - 19 豊沢川活性化・清流化事業推進協議会役 員会
  - 22 用排水調整・施設管理委員会並びに地区 用排水調整・施設管理委員会委員長、水 路及びパイプライン管理人合同会議
  - 26 土地改良区監事等研修会
- 12/6 監事会、理事会、監事会
  - 12 地区用排水調整・施設管理委員会委員長会議並びに総代総選挙に関する説明会
  - 19 万丁目地区基盤整備事業実施委員会·営 農部会合同会議
  - 20 東北農政局へ小水力等発電事業要請活動
  - 21 天下田地区基盤整備事業換地委員会

#### 平成31年

- 1/23 監事会、臨時監査
- 24 理事会、監事会
- 24~25 水土里ネット役員研修会
- 27 県営経営体育成基盤整備事業大沢地区受益者総会
- 2/4 農林水産省主催農業農村整備事業等に関する説明会
  - 5 天下田地区基盤整備事業換地委員会
  - 8 評価換地委員会
- 13 万丁目地区基盤整備事業実施委員会
- 19 総代総選挙当選証書付与式
- 3/6 監事会、理事会
  - 7 県営経営体育成基盤整備事業天下田 地区権利者会議
- 11 定期監査、監事会
- 15 平成31年度予算協議会
- 19 理事会
- 22 平成30年度通常総代会、理事会、監事会





### 来場者で賑わうアンケートコーナー

JAいわて花巻主催の農業まつりに、市内4土地改良区、東北農政局和賀中央農業水利事業所と共同で水土里ネットフェスタを行い、土地改良区等関連事業のPR活動を実施しました。2日間アンケートを実施した結果、延2,089名からご回答いただきました。ご協力ありがとうございました。

## ~ 各種手続きのご案内 ~

- 土地改良区の適切な事務運営と円滑な事業推進のため、 次の事があった場合は必ずお届け出をお願いいたします。
  - 組合員の名義変更等(経営移譲、相続、住所変更、等)
- 田の取得または喪失(売買、貸し借り、贈与、譲渡、等)
- ※ 農業委員会等で手続きをされても、土地改良区には反映されませんので、必ず土 地改良区でも手続きをお願いします。

[土地改良法第43条 組合員の資格得喪の通知義務]

#### ○ 農地転用等

農地転用等により田を土地改良区の地区内から除外するためには、土地改良区への手続きと決済金の納入が必要です。手続きを怠った場合、土地改良区の台帳から除斥されず次年度以降も賦課金が賦課されることとなりますので、ご注意下さい。

#### ・公共事業による買収

公共用地等に係る農地転用については農業委員会などへの個人で行う手続きは 免除されていますが、土地改良区への手続きは必要となります。

#### ・農地転用の手続き例

1. 農地転用の相談(農業委員会)2. 農地転用に伴う意見書の交付申請(土地改良区)3. 農地転用の許可申請(農業委員会)4. (許可後)登記地目の変更(法務局)5. 地区除外申請、決済金の納付(土地改良区)

- ※ 農業振興地域内の農用地の転用は出来ません。(一時転用のみ許可されます)
- ※ 休耕田や転作田は水田への復旧が見込まれる事などから地区除外の対象とはなり ません。

[農地法第4条、第5条]

「土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済」

#### ○ 権利義務の承継

賦課金の未納がある土地の権利を取得した場合(所有権移転、利用権設定・解約等)は、土地改良法により新しい資格者に納入の義務が生じます。

競売において土地を取得した場合も同様です。トラブル防止のためにも事前にご 確認をお願いいたします。

[土地改良法第42条 権利義務の承継及び決済]

#### 〇 繰上償還

圃場整備等の工事費負担について一括償還を行うためには、繰上償還の申請が必要となります。償還については事業の実施地区により事情が異なりますので、詳細につきましては担当までご相談下さい。

尚、繰上償還金のお支払いは、現金でのお支払いとなり口座振替は出来ません。

#### ◇ 土地改良区の管理施設の使用には申請が必要です

土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路等で利用したい場合 には、土地改良区への申請が必要となります。

また、公共下水道や農業集落排水への排水接続などのために、管理施設を使用しなくなった場合には届け出をお願いいたします。届け出がない場合、納入通知書が発行されますので、ご注意下さい。